

札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を
受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案
令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を
受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(令和5年条例第37号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項第6号中「第2条第21項」を「第2条第22項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

産業競争力強化法の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。